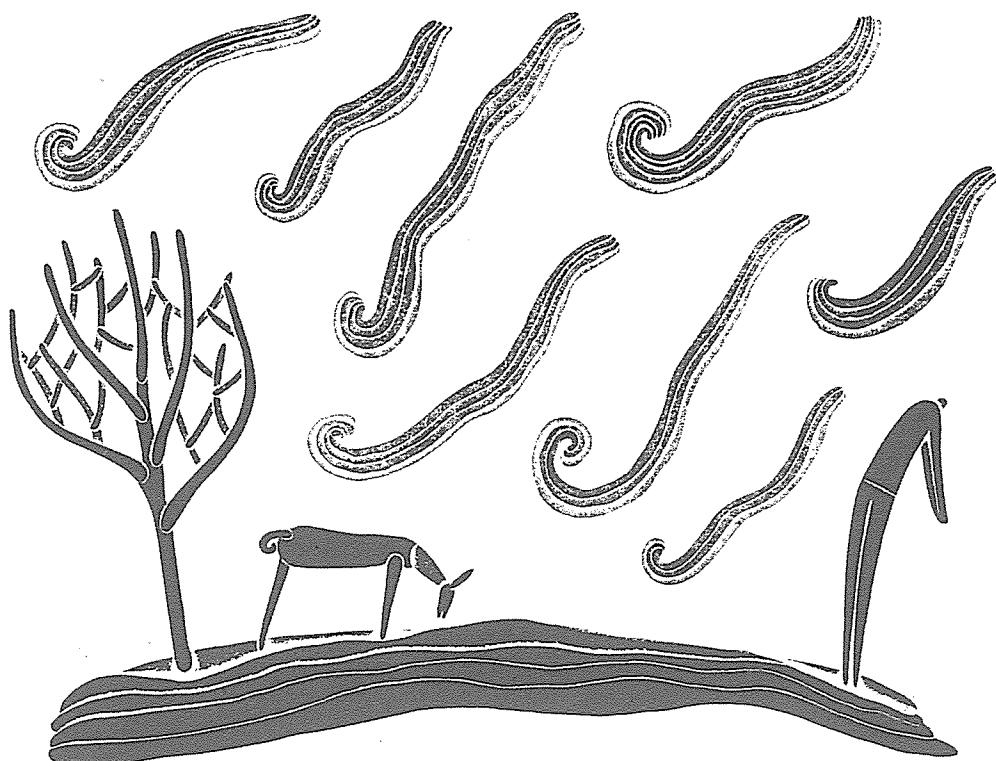


文書管理通信

No.42

1999年

1-2月



目次

<特集>

「知る権利」「説明責任」を盛り込んだ情報公開条例－大東市I－ 2

<雑誌・新聞情報>

雑誌 15

新聞 22

<編集後記> 23

特 集

「知る権利」「説明責任」を盛り込んだ情報公開条例

－大東市 I －



大東市役所庁舎

1. はじめに

「行政の説明責任を明記 全国自治体で初 情報公開条例と個人情報保護条例 大東市が施行」平成9年10月2日付の「産経新聞」(朝刊) の見出しだある。

「知る権利」のみならず行政の「説明責任」まで盛り込んだ大東市情報公開条例は、現在、日本で最もすすんだ情報公開条例である。この大東市情報公開条例はいかなる経緯で成立したのであろうか。また、その内容や解釈、運用はいかになされているのであろうか。

2. 大東市の沿革

昭和31年4月、住道町、四条町、南郷村の3町村が合併し、人口30,620人、面積18.6km²の大東市が誕生した。昭和40年代、大東市は、大阪の衛星都市として急速な宅地化が進み、昭和47年には人口10万人を超えた。16年間で人口が3倍以上になったわけである。平成8年に市制

40周年を迎えた大東市は、平成9年にはJR東西線も開通し、人口も13万人を突破した。この年、大東市情報公開条例、大東市個人情報保護条例が施行され、市のホームページ(<http://www.city.daito.osaka.jp>)も開設された。平成9年は大東市にとって正に情報公開の年であった。

3. 大東市情報公開条例

平成9年10月1日、大東市は大東市情報公開条例、大東市個人情報保護条例を同時に施行した。これは、大東市が設置した大東市情報公開・個人情報保護市民会議がまとめた「大東市における情報公開制度および個人情報保護制度についての提言－市民の『知る権利』の保障と個人の尊厳の確保のために－」(平成8年12月17日)にある「提言の基本理念」をうけた結果である。

提言の基本理念

市が保有する情報は、本来的には市民の共有財産と考えられるべきです。したがって、市がどのような情報を作成および管理しているのかを知ることは、市民の固有の権利です。同時に、自己の情報がどのように利用されているのかを知り、自己情報を支配およびコントロールする権利は、個人の尊厳を確保するために不可欠のものです。

私たちは、このような基本理念に立ち、市民の基本的権利を具体化する新しい制度として、情報公開制度と個人情報保護制度を一体のものとして導入することを提言します。

大東市は情報公開制度と個人情報保護制度は不可分のものと位置づけている。本特集では、大東市情報公開条例を中心に、大東市個人情報保護条例についても適宜ふれながら論をすすめる。

大東市情報公開条例（資料1：本稿末尾）において特に注目すべきは以下の点である。

①「知る権利」「説明責任」が明記されている点（第1条）

大東市情報公開条例第1条には、「開かれた市政」「市民主体の市政」の実現が本条例の目的であると明記されている。大東市が平成9年10月に作成した「情報公開事務および個人情報保護事務の手引」（以下「手引」）には、第1条の趣旨、解説、運用について次のように述べられている。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにし、本市における情報公開制度の基本的な考え方を定めたものである。

市が保有する情報は、市民生活と深くかかわるものであり、本来的には市民共有の財産と考えられることから、市が保有する情報の公開は、市民が自分自身の情報を支配し、コントロールすることと同義であり、市民が持つ固有の権利といえる。

本市における情報公開制度は、市民の知る権利の保障と市の市民に対する説明責任という2つの視点から、この市民固有の権利を具體化するものである。

【解説】

- 1 「市民の知る権利」とは、市民が市に対して情報の提供を求める権利のことをいう。憲法第21条の言論・出版の自由にその根拠を求めようとする説も多く、この条例において条例化することにより、一層明確に市民の権利として保障されることになる。
- 2 「説明責任（ACCOUNTABILITY）」とは、市民の知る権利に対応するものとして、市が市民に対して、その諸活動を説明する義務のことをいい、この条例において明文化することにより、市の義務を市民に対して全うすることになる。

【運用】

この条例の解釈・運用は、次の基本的な原則に従って行うこと。

- 1 市の保有する情報は、公開することを原則とし、非公開とする情報は、必要最小限にとどめること。
- 2 基本人権としての個人の尊厳を守るために、プライバシーの侵害には、最大限配慮を行うこと。
- 3 市民にとって分かりやすく、利用しやすい制度となるように努めること。
- 4 情報の公開が拒否されたときは、公正かつ迅速な救済が保障されること。

ここで重要な点は、大東市が、市民には「知る権利」があり、市には説明する義務（説明責任）があると条例において明文化した点である。これによって、市の保有する情報は原則公開となり、以下の項目についてもすべてこの原則が貫かれている。

②決裁以前の段階にある文書や会議の要点メモ、備忘録も公開対象とし、情報の形態による規制を設けていない点（第2条）

第2条（定義）には3つの用語「情報」「情

報の公開」「実施機関」の意義が明記されている。「手引」の解説には次のように述べられている。

【解説】

1 「職務上作成または取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の遂行の範囲において作成または取得したことをいい、起案文書はもちろんのこと、会議の要点メモや、備忘録であっても職務の遂行上作成したものであれば含まれる。

- (1) 「作成」とは、起案文書であれば、起案者が書き終わった時点のことを指し、決裁の途中である文書等を含む。
 - (2) 「取得」とは、文書取扱規程にいう收受の手続が終了した時点を示し、回覧が終了した時点ではない。
 - (3) 職務上作成または取得したものであれば、機関委任事務に関する情報も含まれる。
- 2 「文書等」とは、紙を使用して作成された一般にいう文書以外に、図画、図面、写真、スライド、マイクロフィルムのほか、録音テープ、ビデオテープ、磁気テープ、磁気ディスク（FD、MO、MDなど）、光ディスクなどの媒体に記録されているデータのことをいい、形態の如何を問わない。
- 3 「実施機関の管理」とは、実施機関が文書取扱規程等に基づき文書等を保管または保存している状態にあることをいう。

通常、情報公開制度において対象となるのは決裁、供覧等の事務手続が終了した文書である。事務手続が終了していない文書については内容が不確定であるという点、検索が困難であるという点、この2点から公開の対象外とされているケースが多い。しかし、大東市は内容が不確定であるという理由だけで一律に非公開対象とするのは妥当ではないと判断している。不確定な情報を公開することによって不都合が生じる場合には非公開基準の事項で考慮すべきであるというのが大東市の見解である。情報公開において、請求者が具体的な文書名で情報を請求する例は少ない。実際には、担当職員とのコミュ

ニケーションのなかで該当する文書等を件名単位で特定していくのが通常であろう。大東市は、請求された情報を熟知し、実際に管理している担当職員であれば、たとえ事務手続きが終了していない文書等であっても存在の確認及び検索は可能と判断したのである。

また、本条第2項に「閲覧もしくは視聴に供し」とあるのは大東市が録音テープやビデオテープ等の公開を念頭においているためである。大東市情報公開条例の第二の特徴として、媒体（形態）や情報の段階を問わず公開の対象としている点があげられる。

なお、本条例の付則第2項において、「この条例の規定は、平成9年4月1日以後に実施機関が作成または取得した情報について適用し、同日前に実施機関が作成または取得した情報については、整理が終了した情報から適用する。」とある。この点について、大東市総務部総務課の野村政弘氏はその論文「『説明責任』を明記した大東市情報公開制度について」（「地方自治コンピュータ 1998年1月号」地方自治情報センター 1998.1.1）のなかで次のように述べている。

（前略）整理中の情報については、公開の請求があれば、可能な限り公開の対象とすることとしています。しかしながら、実際には、ほとんどの情報が整理されているので、この条例の対象になると思います。

③実施機関に対して情報の適切な管理および検索体制の確立、検索目録の作成と市民への閲覧を求め（第3条・第19条）、更に通常の職務執行上必要な文書等の作成を義務づけていく点

大東市情報公開条例第3条第2項には実施機関の責務として「情報の公開にあたり、情報の適切な管理体制および検索体制の確立に努めなければならない」とある。また、同第19条には「実施機関は、情報の検索に必要な目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない」と定

められている。これらは、大東市が情報公開制度の前提として適切な情報管理を位置づけていることを示している。

同第3条第3項は、実施機関に対し「会議録等必要な文書等の作成を怠ってはならない」と定め、「手引」には次のように述べられている。

【趣旨】

本項は、情報公開制度を創設したとしても、情報の公開をおそれて最初から情報を作成しないことが行われると、制度そのものが無意味になってしまふことが予想されるため、これを防止することを定めたものである。

【解説】

- 1 「会議録」とは、発言の要旨を記載したいわゆる要点筆記を含めたものをいう。
- 2 「必要な文書」とは、会議録のほか、(新規)事業の実施起案、復命書など、通常、職務の執行上作成すべきであると判断されるような文書をいう。

④非公開情報について情報公開義務の免除と非公開義務を明確に区分している点（第6条・第7条）

大東市情報公開条例では非公開対象情報を「公開しないことができる情報」（第6条）と「公開してはならない情報」（第7条）とに分けている。これは、情報の公開を請求する権利に対して、実施機関がその請求を拒む根拠をより明確にするためである。「手引」の第6条解説には次のように述べられている。

【解説】

- 1 適用除外事項は、公開原則の例外規定であるのに対し、地方公務員法第34条の守秘義務は、公務員の服務規定である。両者は、その趣旨・目的を異にするものであるが、適用除外事項の規定により、秘密の範囲が明確化され、適用除外事項に該当せず公開された情報は、地方公務員法上の守秘義務は、課されていないものと考えることができ、その限りにおいて、守秘義務の範囲が明確になったものといえる。

2 本条各号のいずれかに該当する情報の含まれる情報は、当該情報の公開の請求があった場合に、実施機関がこれを公開しないことができるが、これは、情報公開義務を免除されるだけであり、非公開義務が課されたものではない。

つまり、第6条に該当するような情報であっても、第7条に該当する情報でなければ市長等の裁量で公開する余地が残されているということである。

⑤市が出資する法人等に対しても情報の提供を求めている点（第17条）

大東市情報公開条例第17条は出資法人等の責務について定められており、「手引」の【趣旨】には次のように述べられている。

【趣旨】

本条は、市が出資する法人等については、直接条例による拘束力はないが、市の出資比率の高い法人および団体は、市民からの情報の公開の依頼があれば、この制度の趣旨を踏まえて実施機関に準じて取り扱うべきことを定めたものである。

「市が出資する法人等」とは、大東市土地開発公社、大東市立市民会館サービスセンター株式会社、大東市再開発ビル株式会社、社団法人大東市シルバー人材センター、社会福祉法人大東市社会福祉協議会のことである。実際の運用においてはこれらの法人、団体に対する情報公開の請求は直接、法人、団体が受付をし、実施機関の情報公開制度に準じた扱いをすることとされている。

情報公開制度は、①条例の内容、②条例の解釈、③実際の運用の3つの要素によって性格が決定される。大東市の情報公開制度についてこれまで主に①②についてみてきた。その最大の特徴は公開原則を実現するために個々の条文が定められ、解釈が行なわれているという点である。具体的には、対象情報の範囲（媒体・段階）、実施機関をできるだけ広く定めようとしている

点、非公開対象の範囲をできるだけ狭くかつ具体的にしようとしている点が大東市情報公開制度の特徴としてあげられる。この特徴は、大東市情報公開条例第1条によって決定づけられていると考えざるを得ない。市民の「知る権利」と行政の「説明責任」である。

では、先に述べた「③実際の運用」はどのようになされているのであろうか。大東市は情報公開条例の施行と同時に市民情報コーナーを設置した。その目的は、情報公開制度の実施に際し、市として統一的な運営を図り、窓口を一本化することである。市民情報コーナーには次の事務を行なうことが義務づけられている。

- (1) 情報の公開（自己情報の開示等）に係る請求書の受付および受付番号の付番
 - (2) 情報の公開・非公開（自己情報の開示・非開示）を決定する協議に係る助言
 - (3) 情報の公開（自己情報の開示等）に係る決定書の請求者への送付
 - (4) 情報の公開（自己情報の開示）の実施（閲覧・視聴、写しの交付、写しの送付）
 - (5) 不服申立ての受付、苦情の受付・処理
 - (6) 情報公開審査会（個人情報保護審査会）の庶務
 - (7) 不服申立てに係る裁決・決定の通知
 - (8) 市民情報コーナーの管理・運営
 - (9) 情報公開（個人情報保護）制度に関する決裁文書（原議）の保管
 - (10) 各課における情報提供の状況把握および助言
 - (11) 本市における情報公開（個人情報保護）制度の運用状況の総括・公表
- 情報提供を求める市民は、市庁舎の正面玄関を入り、すぐ右にある市民情報コーナーに足を運ぶ。市民情報コーナーには大東市情報公開条例第19条で定められた「情報の検索に必要な目録」（「文書分類表」「保存文書一覧表」）が整備され、市民が自由に閲覧できる体制が整えられている。またその他にも、第20条に定められた「情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況」や「議案書」「予算書」「決算書」「告示

関係綴」「市議会定例会提出議案」「主要な施策の成果説明書」、市の刊行物、資料等が閲覧用として置かれ、これらも「文書分類表」「保存文書一覧表」同様、自由に閲覧、コピー（1枚10円、平成10年10月26日現在）することができる。

ただし、ここに置かれた検索資料「文書分類表」「保存文書一覧表」は専門的な簿冊名、件名の表記であるため、必ずしも請求者自身がこれらの検索資料から求める文書等を特定できるとは限らない。その場合には、常駐の市民情報コーナー担当のレファレンスを受け、場合によっては各担当課の職員とも相談のうえ文書等を特定することになる。その後の流れは資料2のとおりである。

4. 大東市情報公開条例の成立経過

平成3年、平成12年度を目標年次においた第三次大東市総合計画が策定された。この施策の基本方針には「開かれた市政の推進」が掲げられている。具体的な内容は、以下の通りである。

市政情報の公開と提供

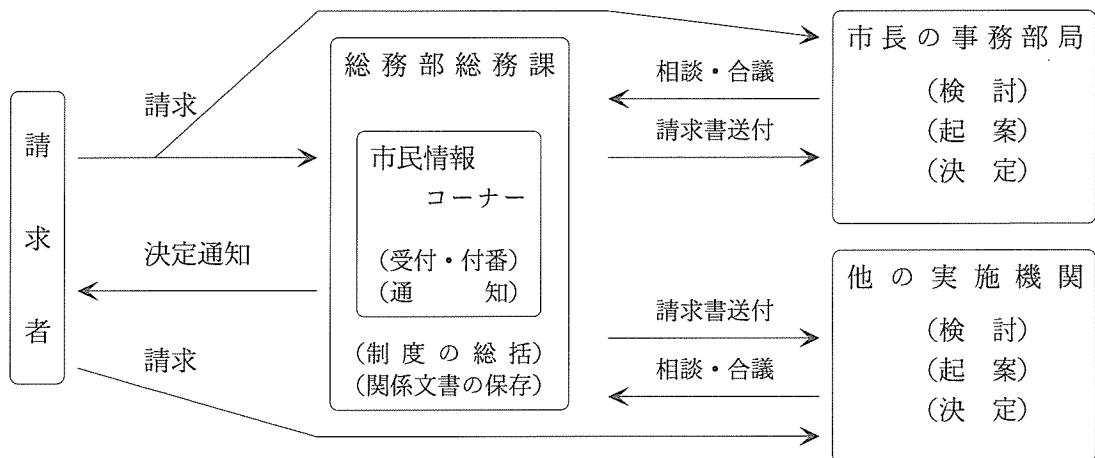
市民と市政の信頼関係をより確かなものとしていくため、市政情報の公開制度を確立するとともに、的確な情報を市民に提供する方法の検討をすすめ、実施する。その際には、個人のプライバシーが侵害されないよう、個人情報保護制度を確立する。

この時点で、既に大東市は情報公開と個人情報保護をセットで考えていたことが伺える。これが大東市情報公開制度の第一歩であった。

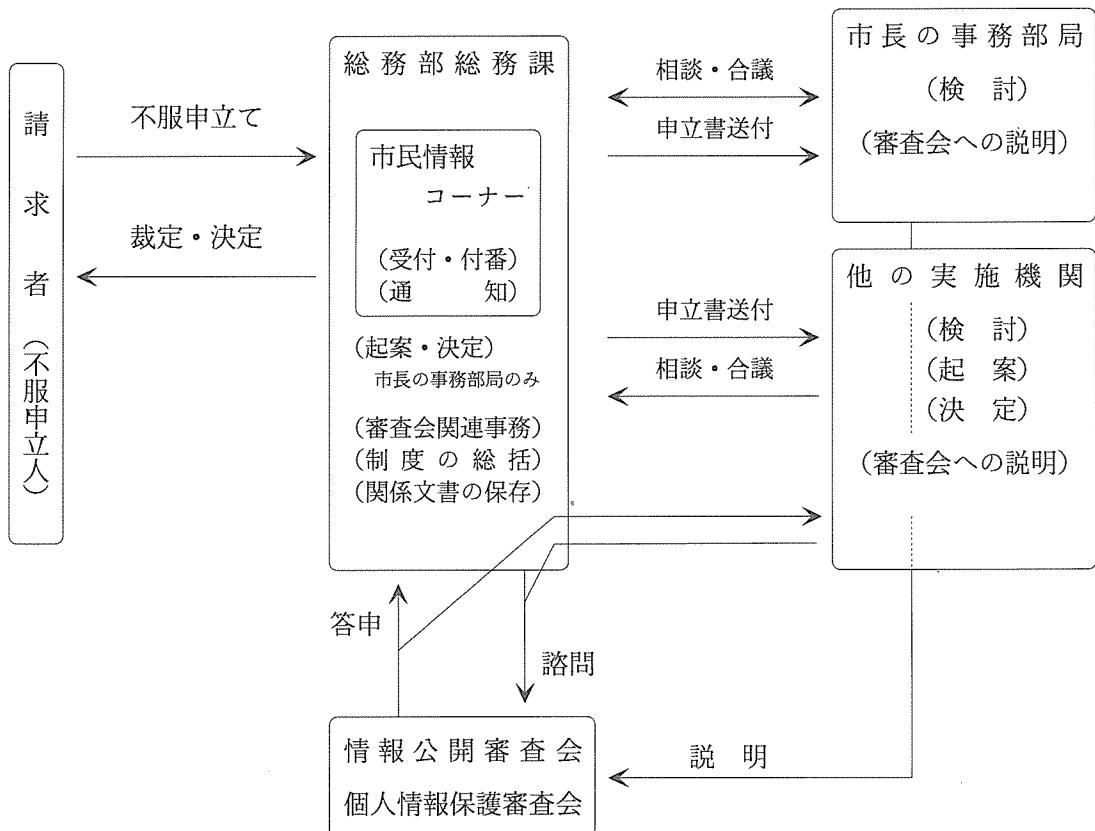
これを実現するため、平成7年11月、各部等の総務主管課長15名をメンバーとして大東市情報公開制度調査会（以下「調査会」）が設置された。調査会の目的は情報公開および個人情報保護に関して、その制度化を調査研究及び推進することであった。制度を具体的に検討するため調査会のもとに、それぞれ係長級職員10名で

資料2 情報公開請求・自己情報開示請求の事務の流れ(フロー)

1 情報公開請求・自己情報の開示請求



2 不服申立て



大東市「情報公開事務および個人情報保護事務の手引」(平成9年10月)より

構成する大東市情報公開調査部会（資料3）および個人情報保護調査部会（資料4）がおかれた。調査会は、両部会から提出された中間まとめおよび報告書をもとに3回の会議（資料5）を開催し、法制度、手続制度を中心とした諸課題の調査研究を行なった。その結論として、平成8年3月にまとめられたのが「大東市における情報公開の制度化にむけての提言－市民参加と開かれた市政－」（以下「調査会提言」）である。この基本方針には以下の4つの大きな柱がある。

1. 開かれた市政の推進
2. 公開の原則
3. 条例による制度化
4. 文書管理システムの確立

市政の担い手である市民の市政への参加をす

すめていくためには、市民と行政が共通の情報に基づいて判断し、行動することが必要である。そのためには公開原則を基本とした情報公開制度の確立は不可欠である。この際、同時に個人情報保護対策の一層の充実が求められる。更にこの制度は規則、要綱などではなく、市民を代表する議会のコンセンサスを要する条例による制度化が望ましい。また、情報公開制度が有意義に活用・運営されるためには市の情報が体系的に整理、保管されることが必要であり、更なる文書管理の整備が求められる。これが、調査会提言の骨子である。

注目すべきは、この調査会提言の段階で既に「知る権利」について言及されている点である。本提言「第2章 情報公開制度」の「1 意義」には「本市の情報公開制度は、(1)開かれた市

資料3 大東市情報公開調査部会

開催区分	開催日	主な検討事項
第1回	平成7年11月27日(月)	1 委員の任命 2 部会長の選出 3 大東市における「情報公開制度づくり」の説明 4 検討課題について 5 今後の日程について
第2回	平成7年12月6日(水)	1 情報公開制度研修会を見る同制度の意義、理念について 2 制度の目的・必要性について 3 公開の対象とすべき情報の範囲について
第3回	平成7年12月20日(水)	1 適用除外事項について 2 審議会等の公開について
第4回	平成8年1月10日(水)	1 審議会等の公開について 2 請求権者について 3 救済措置について
第5回	平成8年1月24日(水)	1 実施機関について 2 公開手続について 3 制度化に向けて検討すべき内容について
第6回	平成8年2月7日(水)	1 文書管理について 2 (仮称)市民情報コーナーについて 3 情報提供について 4 今後の取り組みについて
第7回	平成8年2月20日(火)	先進都市視察研修 －吹田市－
第8回	平成8年2月29日(木)	1 「大東市における情報公開の制度化にむけての提言(素案)」について

大東市「大東市における情報公開の制度化にむけての提言－市民参加と開かれた市政－」（平成8年3月）より

資料4 大東市個人情報保護調査部会

開催区分	開 催 日	主 な 檢 討 事 項
第1回	平成7年11月27日(月)	1 委員の任命 2 部会長の選出 3 大東市における「個人情報保護制度づくり」の説明 4 検討課題について 5 今後の日程について
第2回	平成7年12月13日(水)	1 「行政機関における個人情報の保護対策の在り方について」 (昭和61年12月総務庁行政管理局) 2 高槻市、川崎市、春日市の個人情報保護条例の比較について 3 情報公開制度研修会に見る同制度の意義、理念について
第3回	平成7年12月27日(水)	1 個人情報保護制度の意義、理念について 2 対象とする個人情報の範囲について
第4回	平成8年1月17日(水)	1 対象とする個人情報の範囲について 2 自己情報コントロール権について
第5回	平成8年1月31日(水)	1 自己情報コントロール権について 2 実施機関における個人情報の取扱いについて
第6回	平成8年2月14日(水)	1 実施機関における個人情報の取扱いについて 2 民間規制について
第7回	平成8年2月21日(水)	先進都市視察研修 －茨木市－
第8回	平成8年2月28日(水)	1 民間規制について 2 運用に関する第三者機関について 3 制度化に向けて検討すべき内容について
第9回	平成8年3月6日(水)	1 「大東市における情報公開の制度化に向けての提言(素案)」について

大東市「大東市における情報公開の制度化にむけての提言－市民参加と開かれた市政－」(平成8年3月)より

資料5 大東市情報公開制度調査会

開催区分	開 催 日	主 な 調 査 事 項
第1回	平成7年11月20日(月)	1 委員の任命 2 大東市における「情報公開および個人情報保護制度づくり」の説明 3 検討課題について 4 今後の日程について
第2回	平成8年2月9日(金)	1 兩部会長による「大東市における情報公開の制度化にむけての提言 (中間まとめ)」の報告 2 今後の日程について
第3回	平成8年3月19日(火)	1 「大東市における情報公開の制度化にむけての提言(素案)」について

大東市「大東市における情報公開の制度化にむけての提言－市民参加と開かれた市政－」(平成8年3月)より

政の推進 (2)知る権利の保障 を基調に、推し進めるべきです」とあり、更に「情報公開とは、一般的に市民の『知る権利』を制度化することにより、これを保障しようとするものであります」とも述べられている。

もう一点、注目すべきは調査会提言の「公開の対象とする情報の範囲」において、決裁を終えていない文書も公開対象とすべきであるとしている点である。

決裁を終えていない文書、すなわち意思決定を終えていない文書の内容は不確定であり、それを公開することによって市民に誤解や混乱が

生ずるおそれが考えられます。

しかしながら、公開の趣旨、目的である「市民参加の推進」に照らし合わせると、一律に除外することは適切ではなく、このことはむしろ「非公開基準」の事項で考慮すべきであり、決裁途上の文書についても、一度は受付し、公開することによって不都合が生じる場合は、非公開とすべき方法などを選択すべきです。

この調査会提言が今日の大東市情報公開条例の基礎となったのである。

平成8年6月、調査会提言をもとに市民の声をきくべく大東市は、大東市情報公開・個人情

資料6 大東市情報公開・個人情報保護市民会議開催状況

開催区分	開 催 日	主 な 檢 討 事 項
第1回	平成8年6月7日(金)	(1) 委嘱状の交付について (2) 会長の選出について (3) 「大東市における情報公開の制度化にむけての提言」の概要説明について (4) 市民会議の運営について
第2回	平成8年7月9日(火)	(1) 情報公開制度の意義について (2) 内容 公開の対象とすべき情報の範囲について
第3回	平成8年7月30日(火)	(1) 内容 請求権者、実施機関、公開手続、救済措置について
第4回	平成8年8月20日(火)	(1) 内容 適用除外事項について
第5回	平成8年9月10日(火)	(1) 情報提供について (2) 審議会等の公開について (3) 文書管理について (4) 職員の啓発について (5) その他情報公開制度について
第6回	平成8年10月1日(火)	(1) 個人情報保護制度の意義について (2) 内容 条例の対象範囲、条例の対象とする個人情報の範囲について
第7回	平成8年10月22日(火)	(1) 内容 自己情報コントロール権について
第8回	平成8年11月12日(火)	(1) 内容 市の執行機関における個人情報の取扱いについて
第9回	平成8年11月26日(火)	(1) 内容 民間規制の具体的な内容について (2) 制度の運用に関する第三者機関について (3) その他制度の運用について (4) その他個人情報保護制度について
第10回	平成8年12月10日(火)	(1) 市民会議提言のまとめについて
第11回	平成8年12月17日(火)	市民会議提言について

大東市情報公開・個人情報保護市民会議「大東市における情報公開制度および個人情報保護制度についての提言－市民の『知る権利』の保障と個人の尊厳の確保のために－」(平成8年12月17日) より

報保護市民会議（以下「市民会議」）を設置した。その構成は大学講師、大学教授、コンサルタント、弁護士、医師等市民10人であった。市民会議の目的は、先の調査会提言を素材に大東市における情報公開および個人情報保護のあり方を検討することであった。市民会議は11回の会議（資料6）を開催し、平成8年12月「大東市における情報公開制度および個人情報保護制度についての提言－市民の『知る権利』の保障と個人の尊厳の確保のために－」（以下「市民会議提言」）をまとめた。

市民会議提言は基本的には先の調査会提言に沿ったものとなった。言い方をかえれば調査会提言がそれだけ進歩的なものであったことを意味している。ただ、一点大きくかわったのは市民会議提言の段階で「市民に説明する義務」（説明責任）が盛り込まれた点である。

情報公開制度の意義

情報公開制度は、市民の「知る権利」を制度化することによって、開かれた市政を実現するものです。市民が市政に関する十分な情報を得ることは、住民自治・市民参加の前提条件であり、情報公開制度はこれを確保するためのものです。

また、情報公開制度によって、市民が市政の運営を有効に監視することが可能となり、透明で公正な市政の実現が期待できます。

なお、市民の「知る権利」に対応した、市政を市民に説明する責務（義務）を行政が有するよう明記することが望まれます。

これは、平成8年11月に発表された「情報公開法要綱案」のなかの「…政府の諸活動を国民に説明する責任が全うされるようにするとともに、国民による行政の監視・参加の充実に資することを目的とする…」という部分に市民会議が対応したものであった。

ここにおいて大東市情報公開条例の性格はほぼ決定されたのである。

その後の動きは以下のとおりである。

- ・議会へ「情報公開および個人情報保護の制度化」について協議（H8.12.18）
- ・情報公開・個人情報保護条例案の検討開始（H9.1）
- ・情報公開・個人情報保護条例案の各課への意見照会（H9.1.23）
- ・議会から「情報公開および個人情報保護の制度化」について同意（H9.2.3）
- ・情報公開・個人情報保護条例案の議会上程（平成9年第1回定例会）
- ・情報公開・個人情報保護条例の議決（H9.3.26）
- ・情報公開・個人情報保護条例の公布（H9.3.28）

（次号に続く）

参考文献

大東市

『第3次大東市総合計画 みどり・ふれあい★きらめき だいとう21計画 つくろうヒューマン新都心・大東』（大東市 平成3年3月）

大東市情報公開制度調査会

『大東市における情報公開の制度化にむけての提言－市民参加と開かれた市政－』（大東市 平成8年3月）

大東市情報公開・個人情報保護市民会議

『大東市における情報公開制度および個人情報保護制度についての提言－市民の『知る権利』の保障と個人の尊厳の確保のために－』（大東市 平成8年12月17日）

大東市

『情報公開事務および個人情報保護事務の手引』（大東市 平成9年10月）

大東市

『D A I T O みどり・ふれあい・きらめき大東市 夢工房 大東市勢要覧』（大東市 平成9年）

大東市

『大東市情報公開制度・個人情報保護制度 関係資料集』（大東市 平成10年）

大東市総務部総務課 野村政弘

『『説明責任』を明記した大東市情報公開制度について』（「地方自治コンピュータ 1998年1月号」地方自治情報センター 1998.1.1）

資料 1

大東市情報公開条例

平成9年3月28日
条例 第3号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 情報の公開（第5条－第13条）
- 第3章 審査会（第14条）
- 第4章 補則（第15条－第21条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、開かれた市政の実現のため、市の保有する情報を公開することにより、市民の知る権利の保障と市政への参加を推進するとともに、市の市民に対する説明責任を果たすことにより、市民と市との信頼関係を深め、もって市民主体の市政を実現するものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 実施機関が職務上作成または取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもの（以下「文書等」という。）で、実施機関が管理しているものをいう。
- (2) 情報の公開 実施機関が、この条例により、情報を閲覧もしくは視聴に供し、またはその写しを交付することをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長および議会をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈および運営に当たっては、情報の公開を請求する市民の権利を保障するとともに、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、情報の公開にあたり、情報の適切な管理体制および検索体制の確立に努めなければならない。

3 実施機関は、第1条の目的を達成するため、会議録等必要な文書等の作成を怠ってはならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の規定により情報の公開を受けた者

は、当該情報を第1条の目的以外に利用してはならない。

第2章 情報の公開

（請求権者）

第5条 次の各号に掲げる者は、実施機関に対し、情報の公開（第5号に掲げるものにあっては、そのものの有する利害関係に係る情報に限る。）を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内の事務所または事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内の学校に在学する者
- (4) 市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の行政に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから情報の公開の申出があった場合においても、情報の公開に努めるものとする。

（公開しないことができる情報）

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

- (1) 法人（国および地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）、団体または個人の事業者（以下「法人等」という。）に関する情報のうち、公開することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のあるものまたは公開しないことを条件に法人等から提供された情報で、公開しないことが必要かつ合理的であると認めるに相当の理由のある情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体、健康および生活を保護するために必要とされる情報

イ 法人等の違法または不当な事業活動から市民を守るために必要とされる情報

ウ アまたはイに準じる情報であって、公益上の必要から特に公開することが必要と認められる情報

- (2) 公開しないことを条件に任意に個人から提供された情報で、当該個人の承諾を得ないで公開することにより、当該個人の協力を得ることが著しく困難になると認められる情報

- (3) 公開することにより、人の生命、身体および財

産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序維持に支障が生じる情報

(4) 公開することにより、市政の公平または円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある次に掲げる情報

ア 市の内部機関または機関相互における審議、検討または調査等に関する情報であって、公開することにより、当該審議、検討または調査等に著しい支障がある情報

イ 市の行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、または当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報

ウ 市と国等との間における照会、検討、協議等に関する情報であって、公開することにより、その協力関係に著しい支障がある情報

(公開してはならない情報)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしてはならない。

(1) 個人に関する情報（個人の事業者の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、またはされ得るものうち、一般に他人に知られたくないと思むことが正当であると認められる情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令または条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人も閲覧できるとされている情報

イ 公表することを目的として作成または取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許等に関する情報で、公開することが公益上必要と認められるもの

(2) 法令等の規定により、公開することができないと明示されている情報

(情報の部分公開)

第8条 実施機関は、公開が請求された情報に、次に掲げる情報が併せて記録されている場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離によって公開の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて、当該情報の公開を行わなければならない。

(1) 第6条各号のいずれかに該当し、そのことを理由として公開されない情報

(2) 前条各号のいずれかに該当する情報

(公開の請求方法)

第9条 情報の公開を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名および住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所または事業所の所在地および代表者の氏名）

(2) 公開の請求をしようとする情報を特定するため必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(公開の決定および通知)

第10条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に、公開を行うかどうかの決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、その期限を15日間を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の理由を公開の請求をした者（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する決定を行ったときは、速やかに当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、請求に係る情報の全部または一部を公開しない旨の決定を行ったときは、前項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

5 第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が公開を行うかどうかの決定を行わないときは、請求者は、公開をしないこととする決定があったものとみなすことができる。

6 実施機関は、第1項に規定する決定を行ふ場合において、当該決定に係る情報に第三者に関する情報が含まれるときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

(公開の実施)

第11条 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定を行ったときは、請求者に対し、速やかに情報の公開を行わなければならない。

2 実施機関は、公開の請求に係る情報を公開することにより、当該情報を記録した文書等を汚損または破損させるおそれがあるとき、部分公開を行うときその他合理的な理由があるときは、当該文書等を複

写または当該文書等から出力もしくは採録したものにより、情報の公開を実施するものとする。

3 情報の公開は、実施機関が指定する日時および場所で行うものとする。

(手数料等)

第12条 情報の公開に係る手数料は、無料とする。

2 請求者が、情報の写しの交付または送付を求めたときにおける当該情報の写しの作成および送付に要する費用は、事前に請求者が負担しなければならない。

(救済手続)

第13条 第10条第1項の決定に不服のある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより不服申立てをすることができる。

2 実施機関は、前項の規定する不服申立てがあったときは、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、大東市情報公開審査会（次条第1項を除き、以下「審査会」という。）に当該不服申立てに対する裁決または決定について諮問しなければならない。

3 審査会は、前項に規定する諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

4 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決または決定を行わなければならない。

第3章 審査会

(審査会)

第14条 前条第2項に規定する実施機関の諮問に応じて審査をするため、大東市情報公開審査会を設置する。

2 審査会は、前条に規定する審査のほか、情報公開制度に関する重要事項について、実施機関に意見を申し出ることができる。

3 審査会は、委員5人で組織する。

4 審査会の委員は、情報公開に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱するものとする。

5 審査会の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に掲げるもののほか、審査会の組織および運営について必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 補則

(情報の提供)

第15条 実施機関は、市民が必要とする情報の把握に努め、市政に対する正確で分かりやすい情報を市民が容易に利用できるよう、情報提供施策の拡充に努めなければならない。

(市長との調整)

第16条 市長は、市長以外の実施機関に対し、情報の公開に関し、報告を求め、または助言を行うことができる。

(出資法人等の責務)

第17条 市が出资する法人および団体は、その管理者の情報について、市民の必要とする情報の提供に努めるものとする。

(他の制度との調整)

第18条 この条例の規定は、他の法令等の規定により、公文書を閲覧もしくは縦覧または公文書の謄本、抄本等の交付を受けることができる場合における当該公文書の閲覧および写しの交付については、適用しない。

(目録等の作成)

第19条 実施機関は、情報の検索に必要な目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

(運用状況の公表)

第20条 市長は、毎年、この条例の運用状況について、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、平成9年4月1日以後に実施機関が作成または取得した情報について適用し、同日前に実施機関が作成または取得した情報については、整理が終了した情報から適用する。

(大東市事務分掌条例の一部改正)

3 大東市事務分掌条例（平成6年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第13号を第14号に改め、第4号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 情報公開および個人情報保護に関すること。

雑誌・新聞情報

雑誌

掲載目次のうち太字で書かれたものについて
は20・21ページに記事紹介を掲載しております。

目次紹介

「行政&ADP」

社団法人 行政情報システム研究所
TEL (03)3640-3211

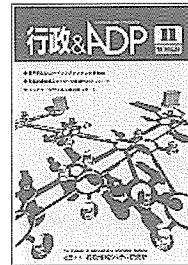


VOL. 34

NO. 10

1998年10月号

(通巻404)



VOL. 34

NO. 11

1998年11月号

(通巻405)

<随想>

- 次の一手 ～定石中毒からの脱却～
<電子的なレコードマネジメントの世界動向(1)
—21世紀への新しいパラダイム—>
② <「コンピュータ西暦2000年問題に関する行動計画」について>
<情報化新時代における多摩地域情報ネットワーク実現へのアプローチについて(2)>
<文書管理とアカウンタビリティ>
●第4回 “官の情報公開法”と“民の民事訴訟法”への対応
<コンピュータウイルス最前線レポート(1)>
●国内でも被害が拡がるコンピュータウイルス一対策は急務—
<入選 第5回行政情報化推進論文・レポート>
●自治体活動の知的生産性向上を目指して(1)
<ネットワーク社会における電子文書の潮流(4)
—PDFの簡易作成機能Acrobat PDF Writer—>
<文書の管理と保存とは…(5) 一文書の管理・保存の専門家=アーキビストとその育成—>
<政治・経済を見つめて(207)>
●小渕新政権と民意の奇妙な関係
<平成9年度利用研／調査研究報告(5)>
●情報化への取り組みと情報のあり方(IV)
<システム化のコツ(59)>
●逆転の発想で絞り込みを強化する
<パソコン初級ユーザ塾(28)>
●プレゼンテーション入門(その1)

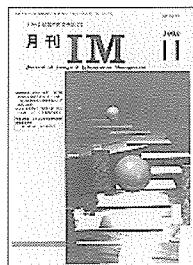
17ページにつづく

<随想>

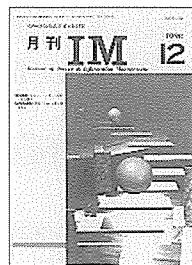
- 太陽光発電の大量普及の実現を
<情報化新時代における多摩地域情報ネットワーク実現へのアプローチについて(3)>
<電子的なレコードマネジメントの世界動向(2)
—21世紀への新しいパラダイム—>
<コンピュータウイルス最前線レポート(2)>
●深刻化するウイルスにどう対応するか
<ネットワーク社会における電子文書の潮流(5)
—PDFの精細作成機能Acrobat Distiller—>
<入選 第5回行政情報化推進論文・レポート>
●自治体活動の知的生産性向上を目指して(2)
<政治・経済を見つめて(208)>
●病室の中から見えた風景
<平成9年度利用研／調査研究報告(6)>
●広域ネットワークにおける運用管理
<System's Eye>
●米国ひとまわり
<システム化のコツ(60)>
●一方通行の情報検索
② <パソコン初級ユーザ塾(29)>
●プレゼンテーション入門(その2)
<海外旅行記③>
●シバの女王の国(イエメン)物語
<都市に関する断章 第80回>
<波瀬万丈 第78話>
<とーく&topics>
<最近の動き>
<IAISインフォメーション>

「月刊 IM」 社団法人 日本画像情報マネジメント協会

TEL (03)3254-4671・4672



1998-11月号
第37卷 第11号
通巻第334号



1998-12月号
第37卷 第12号
通巻第335号

<ケース・スタディ>

- 新聞の電子化による新しいサービス事例の紹介
「山中湖文学の森・徳富蘇峰館」に自動販売機型新聞プリントボックスを導入

<法務委員会レポート No.37>

- 「電子帳簿保存法関係 Q&A(下)公表」「電子帳簿保存法情報交換会」の概要も掲載

<マイクロ写真の基礎 Q and A-23>

- カラーマイクロフィルム撮影時の色補正について(2)

<随想>

- 災害からみた資料保存

<翻訳>第6回

- 電子公文書とレコードマネジメントにおいて世界的なリーダーシップをとるデンマーク—1—

<36th画像情報マネジメントショウ～JIIMA'98開催ご案内>

- 平成10年度マイクロ写真士検定試験合格者名発表
■1級45名 ■2級171名

<平成10年度検定試験の結果を見て>

<コラム「神戸から」>

- (11)生きがいにつながる「仕事」づくり

<新製品紹介>

- 「手書き帳票OCR for Image OFFICE」、「リコード統合文書管理システムLIFISA-Lt」、キヤノン「マイクロイメージコンバートシステムMICS500」、「FireCooler 1000Ⅱ」、「三菱知財権統合情報システムMIPATシリーズ」、「コダックプロフェッショナルラージフォーマット2042/2060プリンターシステム」、富士フィルム「カラーデュープリケイティングマイクロフィルム」、横浜マイクロシステム「TACSシリーズ」

<ニュース・アラカルト>

- 「沖縄の歴史情報研究」刊行、榎英光・富士フィルムショウ/セミナー開催、コダック社がイメージーション社のメディカルイメージング事業を買収、KIU'98夏期研修・納涼会、富士フィルム「イメージ情報ラボ営業勉強会」、国立国会図書館保存フォーラム「もしもの時に何で消す?…」、「情報の共有化に向けて」、第9回資料保存シンポジウム案内

<ご挨拶>

- AIIMの画像情報マネジメントショウ出展とセミナーでの講演について

<特別寄稿>

- 入力サービス業は21世紀に生き残る
AIIM標準/企業内業務、電子図書館への応用と国内・電子化動向

<マイクロ写真の基礎 Q and A-24>

- カラーマイクロフィルム撮影時の色補正について(3)

<随想>

- 「バス釣り事初め」

<ARMA報告>

- 情報の宇宙・世界を探索する

<海外事例>

- 郵船エア&シーサービスの船積書類管理システム

<翻訳>第7回

- 電子公文書とレコードマネジメントにおいて世界的なリーダーシップをとるデンマーク—2—

<コラム「神戸から」>

- (12・終)21世紀の市民社会の構図

<新製品紹介>

- コンパクトファイリングソフト「MOIS」、データベースシステム「ピクチャーDBS」、ファイリングシステム「デジタルファイルシンプル21」、「Micro SP2000」、マイクロフィルムスキャナ「MS2000」

<ニュース・アラカルト>

- 公文書の整理・保存システムと月桃保存箱、電子メディアの保存と利用ほか

<JIIMA NEWS>

<IM編集委員から>

「月刊 IM」11月号のつづき

<お知らせ>

- JIIMA・JCプラザ開設

<新刊紹介>

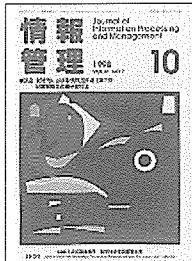
- 「地域資料の検索と活用」、ご案内「マイクロ写真入門」補足参考資料

<JIIMA NEWS>

<IM編集委員から>

「情報管理」

科学技術振興事業団
TEL (03)5214-8415



VOL. 41

NO. 7

Oct. 1998



VOL. 41

NO. 8

Nov. 1998

- 論文：工学分野における我が国機関の論文生産数に関する研究

— “COMPENDEX PLUS” 収録論文数の分析—

- 論文：言葉の関連性による文書の類似検索

一小倉百人一首を分類・分析する—

- 講座：新時代における情報提供術

[第7回] 図書館機能の電子化技法

- 科学技術の体制を築いた人々：19.カイザー・ヴィルヘルム協会とエミール・フィッシャー

- ぶろむなーど：技術情報システム構築奮戦記
5.活用されてこそ、構築の意義あり

- データベース余話：4.統ISIのこと

- 情報便利屋の日記：産業史50年

- マンガ「ことばの泉」：知る知る見知る ファイアウォール

- キーワード設定の現場から：キヤノン キューピー

- 図書紹介

- 図書紹介

- 情報界のトピックス

- 国際会議案内

- Pin up

- 海外文献紹介

- 編集後記

「行政 & A D P」No.10のつづき

<海外旅行記②>

- シバの女王の国(イエメン)物語

<都市に関する断章 第79回>

<とーく & topics>

<波瀬万丈 第77話>

<最近の動き>

<IAISインフォメーション>

- 論文：NTT武蔵野研究開発センターの図書館の発展とデジタル・ライブラリへのアプローチ

- 論文：阪神・淡路大震災とインターネット

- 紹介：NACSIS総合目録データベースWWW検索サービス「Webcat」

- 講座：新時代における情報提供術

[第8回] コンテンツ制作の実際—京都大学電子図書館の試み—

- ミニ・シリーズ：説得力のある英語論文とは？

4.英文特許明細書

- 科学技術の体制を築いた人々：20.キャベンディッシュ物理学研究所のリストラに成功した男

一ローレンス・プラッグと新しい学問：分子生物学と電波天文学—

- ぶろむなーど：技術情報システム構築奮戦記
6.継続は力なり

- データベース余話：5.DIALOGのこと

- 情報便利屋の日記：ライブラリアンの職分

- キーワード設定の現場から：縦横ジグザグ

- マンガ「ことばの泉」：知る知る見知る ミラーリング

- 図書紹介

- 集会報告

- 情報界のトピックス

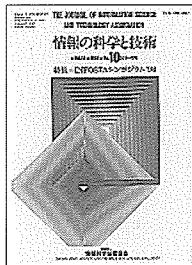
- Pin up

- 海外文献紹介

- 編集後記

「情報の科学と技術」

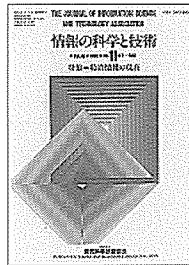
社団法人 情報科学技術協会
TEL (03)3813-3791



VOL. 48

1998

NO. 10



VOL. 48

1998

NO. 11

特集=INFOSTA シンポジウム'98

- 特別講演：情報の共有化について
- 一般発表
- 座長による各担当ブロックの総評及び感想
- 連載：情報に関する資格と専門職(5) データベース検索技術者（サーチャー）
- 「第23回情報科学技術協会賞」を受賞して
- 第24回（1999）協会賞推薦募集
- INFOSTA Forum(93) 裸の大将と花火の絵
- 書評・新刊紹介
- 協会だより
- 編集後記

特集=特許情報の現在

- 特集「特許情報の現在」の編集にあたって
- 特許情報に関する様々な動向
- 特許情報の多様な情報源
- 特許情報を提供するメディアとその検索方法(国内編)
- 特許情報を提供するメディアとその検索方法(海外編)
- サーチエイド
- 特許情報の加工と解析
- 連載：情報に関する資格と専門職(6) 情報処理技術者
- 連載：INFOSTA談話室(13) わが師、わが友
- INFOSTA Forum(94) 雑誌編集の仕事
- 書評・新刊紹介
- 協会だより
- 編集後記

ちょっとお時間いいですか？

1999年がスタートしました。あちこちの市町村で情報公開条例制定に向けた準備が進行しています。そしてしばしば「情報公開制度は適切な文書管理が前提条件である」ということばを耳にします。しかし、です。ある職員の分掌事務に「全庁の文書管理に関すること」という一項目をつけ加えただけでは「適切な文書管理」など実現できるはずがありません。特に、町村では総務課の職員はいくつもの事務分掌をかかえ、日々多忙な毎日を送っています。そのうえに、全庁の文書管理を一手に引き受けることなど不可能です。文書管理に関しては多くの場合、実質的な増員あるいはそれにかわる何等かの措置がどうしても必要です。

しばしば、文書管理の改善によってコストがいくら削減できるのかという質問を耳にします。文書を検索する時間や文書の保存スペースから質問に対する回答を算出することもできます。これも重要な問題です。しかし、同じく重要な問題として文書管理は金銭に換算できない「義務」「責任」「信頼」といったものに深く関わっているということを忘れることはできません。

「地方自治コンピュータ」

社団法人 地方自治情報センター
TEL (03)5214-8004



VOL. 28
1998-10月号
NO. 10



VOL. 28
1998-11月号
NO. 11

<随想>

- 情報化社会における行政の役割

<特集／広域ネットワーク>

- 総合行政ネットワークの構築に向けて
- オーパス・スポーツ施設情報システムについて
- 香川コミュニケーションズ・ネットワークについて
- 三浦半島地域災害情報通信ネットワーク
- 静岡県西部広域行政窓口サービスシステムについて
- 証明書自動交付システムについて
- 地方公共団体における広域ネットワークを考える

<時の動き>

●いまストレージが面白い—こんなに使っていいのか、と思うけれど—

<こんにちは>

- 相馬市総務課情報管理室です

<健康情報>

- 新興・再興感染症

<まとりくす>

- 中学生・高校生と英語&英検

<情報政策室からのお知らせ>

<地方自治情報センターからのお知らせ>

- 全国町・字ファイル

- シフトJIS版の提供について

- 教育研修部からのお知らせ

- 「地方公共団体コミュニケーションフォーラム'98」の開催について

- 人事異動について

<編集後記>

<随想>

- 21世紀へ向けた高度情報通信社会の展望

<特集／インターネット>

- 岩手県総合農業情報システムについて
- 神戸市のインターネットについて
- 古河市におけるインターネットについて
- 情報航海（公開）への船出はインターネットで
- 熊本県内を結ぶインターネット「火の国自治ネット」について
- 美津島町CATV-LANシステムについて
- インターネット導入のポイントと今後の展開について

<Topics>

- 「インターネット」と「パソコン通信」の融合
インターネットでアクセス可能に！！

<時の動き>

- 「ソフト工学」というと難しいけれど〈プロセス・エンジニアリング〉の正体は何か

<こんにちは>

- 下館市情報システム課です

<健康情報>

- カリウムの多い食事が脳卒中の頻度を下げる

<まとりくす>

- 夕食の献立と冷凍食品

<情報政策室からのお知らせ>

<地方自治情報センターからのお知らせ>

- 人事異動について

<編集後記>

雑誌記事紹介

「コンピュータ西暦2000年問題に関する行動計画」について

総務庁行政管理局行政情報システム企画課

内閣総理大臣を本部長とする高度情報通信社会推進本部において、平成10年9月11日に決定された「コンピュータ西暦2000年問題に関する行動計画」の全文。

I.2000年問題への対応についての周知徹底／II.中央省庁の対応及び地方公共団体への要請／1.中央省庁の対応／2.特殊法人等への指導・要請／3.地方公共団体への要請／III.民間部門における対応／1.民間重要分野の対応／2.所管業種への周知徹底／3.中小企業への支援／4.2000年問題に関する事業者間、事業者団体を通じた情報交換と独占禁止法との関係について／IV.情報提供体制の構築／V.行動計画のフォローアップ／別添1 コンピュータ西暦2000年問題対応指針／別紙1 コンピュータ西暦2000年問題対応に関する点検確認表／別添2 民間企業コンピュータ西暦2000年問題総点検事項／別紙 危機管理計画に含むべき項目例

「行政&ADP」10月号

文書管理とアカウンタビリティ

第4回 “官の情報公開法”と“民の民事訴訟法”への対応

株式会社オフィス総研 総合研究所
チーフコンサルタント 村岡正司

「“民への説明責任要求”である『民事訴訟法』および“官への説明責任要求”である『情報公開法』」をふまえた文書管理のあり方について提言する連載の最終回。国や地方公共団体における文書管理の現状と、情報公開に向けての実施課題や実施事項について、具体的に述べられている。

3-3 国の情報公開に向けての文書管理のしくみづくり／3-4 地方公共団体における情報公開に向けての文書管理

「行政&ADP」10月号

入選 第5回行政情報化推進論文・レポート

自治体活動の知的生産性向上を目指して(1)
東京都における情報活用と職員のリテラシー向上策について

東京都総務局総務部 OA指導担当 副参事 宮垣豊美子
東京都における知的生産性向上施策を実施していく上で今後有効と考えられる、グループウェア等の情報技術導入の効果とその活用方法について、民事事例や行政事例を参照しながら解説する。

I.知的生産性の意義／(1)今、自治体活動に求められているもの／(2)知的生産性向上の必要性／II.知的生産性を向上させるには／(1)グループウェアの

事例検討／(2)グループウェアによる解決
「行政&ADP」10月号

ネットワーク社会における電子文書の潮流(4)

—PDFの簡易作成機能Acrobat PDF Writer—
東京経営短期大学 経営税務学科教授 野口正雄

アドビジネス社が開発した電子文書であるPDF文書の作成機能を、Adobe Acrobat PDF Writerを使用してPDFファイルを作成する場合について説明している。

1.PDF制作の概要／1-1電子文書の制作／1-2 PDF出版(PDFパブリッシュ)／2.PDF Writerの主要機能／2-1 PDF出版／2-2 PDF出版／2-3画像等の圧縮／3.フォント/埋込み 「行政&ADP」10月号

文書の管理と保存とは…(5)

—文書の管理・保存の専門家＝アーキビストとその育成－

国際資料研究所 小川千代子

文書の適切な管理について論じる連載の最終回。アーキビストの業務の内容を紹介し、その育成の現状と今後のあり方について論じている。

アーキビストの専門分野／新しい技術とアーキビスト／予測：20世紀末は記録の暗黒時代？／アーキビストが言う「保存」とは／文書の保存メンテナンス／歴史資料の選別作業／アーキビスト育成の現状／大学でのアーキビスト育成／アーキビスト育成の指導者／むすび 「行政&ADP」10月号

ネットワーク社会における電子文書の潮流(5)

—PDFの精細作成機能Acrobat Distiller—
東京経営短期大学 経営税務学科教授 野口正雄

PDF文書の作成機能を、Distillerを使用してPDFファイルを作成する場合について説明し、PDFWとDistillerの適用選択の目安についてもふれている。

1.PDF制作の概要／1-1電子文書の制作／1-2 PDFとポストスクリプト(PS)ファイル／2.Distillerの主要機能／2-1精細PDF出版／2-2画像等の圧縮／2-3可逆圧縮/非可逆圧縮／2-4フォント/埋込み／2-5監視フォルダ／2-6 Distillerの環境設定／3.PDF出版ソフトの選択／3-1 PDFWの選択／3-2 Distillerの選択 「行政&ADP」11月号

入選 第5回行政情報化推進論文・レポート

自治体活動の知的生産性向上を目指して(2)
東京都における情報活用と職員のリテラシー向上策について

東京都総務局総務部 OA指導担当 副参事 宮垣豊美子
情報技術を導入することによる効果測定・評価の必要性と具体的な把握方法について述べ、知的生産物を

産み出す主体としての「人」に必要とされる、情報リテラシーの内容と取得方法について解説する。

III. 知的生産性をどう計るか／(1)情報技術による知的生産性向上の効果測定／(2)先進企業の測定方法(事例)／(3)行政施策の効率性と有効性／IV. 創造的行政を支える「人」／(1)知的生産性の主体／(2)情報リテラシーの評価／V. 創造的行政実現のために
「行政&ADP」11月号

マイクロ写真の基礎 Q and A

富士写真フィルム㈱ 金澤勇二

〈23〉カラーマイクロフィルムを撮影する際の色補正についての解説の2回目。

5.撮影時の色温度補正／6.色の微調整

「月刊IM」11月号

翻訳 第6回

電子公文書とレコードマネジメントにおいて世界的なリーダーシップをとるデンマーク -1-

David O. Stephens, CRM, CMC

RMQ,31巻3号, 1997年7月

ARMA東京支部会長 斎藤修 訳

世界に先駆けて政府機関における完全な電子公文書管理を導入することを正式に決定したデンマークの、電子公文書について述べる連載の第1回。「紙を全く使用しない」ことへの、積極的な挑戦の背景について論じている。

「完全な」電子記録保管を承認した最初の国／ペーパーレスを進めるデンマーク政府／電子ファイリングについての国の通達／電子公文書に対するデンマークの国家公文書館とその“保管”政策

「月刊IM」11月号

マイクロ写真の基礎 Q and A

富士写真フィルム㈱ 金澤勇二

〈24〉カラーマイクロフィルムを撮影する際の色補正についての解説の3回目。

A)補色関係／B)色補正のフィルタ／C)重ねて見た
フィルタと撮影色濃度

「月刊IM」12月号

翻訳 第7回

電子公文書とレコードマネジメントにおいて世界的なリーダーシップをとるデンマーク -2-

David O. Stephens, CRM, CMC

RMQ,31巻3号, 1997年7月

ARMA東京支部会長 斎藤修 訳

デンマークの電子公文書について述べる連載の第2回。電子文書が電子公文書館へ届けられるときのガイ

ドラインなど、電子公文書館運営の現状を紹介。米国との比較もされている。また、末尾には訳者の解説が加えられている。

電子記録保存の標準／コンピュータのハードウェアー資源／電子公文書に対する現状と将来の開発／米国における実際との比較／解説 「月刊IM」12月号

総合行政ネットワークの構築に向けて

自治大臣官房情報政策室管理係長 高島史郎

地方公共団体をネットワークで接続するにあたり、共通仕様を定めることの必要性を述べ、総合行政ネットワークの概要とその将来的な目標を論じている。

1 はじめに／2 総合行政ネットワークの必要性／3

総合行政ネットワーク像／4 総合行政ネットワークの目指すもの／5 公的機関の総合ネットワーク

「地方自治コンピュータ」10月号

情報航海（公開）への船出はイントラで ホウレンソウで育った「ボパイ」が船長です

美濃加茂市企画課総合計画係長 天池恭一

情報公開の将来を見据えた提言。庁内LANをイントラで構築し、その大半をインターネットを通じて情報公開し、市民に「報告し、連絡し、相談する」ホウレンソウ機能を満載した「ボパイネット」とも言うべきネットワークを築きあげるべきではないかと論じている。

1 警笛一声／2 「魚とおなじ、新鮮でなければー」

／3 「キーワードは生活情報」／4 「人にやさしいネットワーク」／5 「ほうれん草とイントラ」／6

「市民のレベル以上の市役所は、ありえない」／7
「情報航海への船出と目的地」／8 先進的自治体と
イントラ

「地方自治コンピュータ」11月号

イントラネット導入のポイントと今後の展開について

㈱日本総合研究所事業企画部主任研究員 高村茂

イントラネットの導入に際しての留意点と活用方策について述べ、導入した後に何を目指すべきかについて論じている。

1 はじめに／2 イントラネットの導入／(1)なぜイントラネットなのか／(2)導入のタイミング／(3)イントラネット導入団体における課題／3 イントラネット導入に係る二つの誤解／4 イントラネット活用の

ポイント／(1)非業務関連情報の共有／(2)業務関連情報の共有／5 イントラネットの今後の展開／(1)

庁内資料のデジタル化／(2)庁内イントラネットから地域イントラネットへ／(3)イントラネットのコミュニケーション・ツール化／6 おわりに

「地方自治コンピュータ」11月号

新聞

文書管理または情報公開、文書館に関する見出しを掲載しました。
太字の記事については次ページに抄録を掲載してあります。

発行日	新聞名	記事見出し
H.10.9.25	朝日新聞(朝)	情報公開条例案が佐野市議会で可決
H.10.10.1	読売新聞(朝)	検討テーマ決める 県議会情報公開検討委 (※静岡県)
H.10.10.1	毎日新聞(朝)	情報公開法案継続審議に 修正、自民歩み寄りなく
H.10.10.5	下野新聞(朝)	Iネット使い会議録公開 岡山県議会
H.10.10.9	自治日報	事務改善が進む 庁内LANの効果出る 香川県
H.10.10.14	静岡新聞(朝)	全自治体で37万台 パソコン配備、飛躍的伸び 4月現在
H.10.10.16	朝日新聞(朝)	県情報公開制度への意見陳述者受け付け 県民の意見を聴く会 (※栃木県)
H.10.10.16	自治日報	議会の情報公開条例 仙台市議会、独自に制定
H.10.10.16	自治日報	議会を情報公開の対象に一札幌市
H.10.10.19	下野新聞(朝)	情報公開用のHPを開設 (※宮城県)
H.10.10.20	中日新聞(朝)	公安委の情報公開 三重県懇話会が方針 東海初
H.10.10.20	中日新聞(夕)	電子メール決裁導入へ (※高知県)
H.10.10.30	下野新聞(朝)	市民の開示請求権保障 足利市情報公開 条例案骨子まとまる
H.10.10.30	自治日報	ネットで苦情受け付け 「開かれた行政」へ総務庁
H.10.10.30	自治日報	代理人への開示制限 東京都 個人情報保護委が提言
H.10.10.31	下野新聞(朝)	実施機関は結論出ず 県情報公開懇 請求権者拡大求める (※栃木県)
H.10.11.1	静岡新聞(朝)	琉球米国民政府文書を一部公開 国会図書館などで
H.10.11.3	朝日新聞(朝)	教育情報 「黒塗り」減らし公開 東京・目黒区 米国の方針採用
H.10.11.6	読売新聞(朝)	文書決裁パソコンで 県が来春試行へ 紙節約、時短を期待 当面は府内文書対象 (※静岡県)
H.10.11.10	下野新聞(朝)	委員会と会議録を公開へ 宇都宮市議会 開示決定機関も設置
H.10.11.10	朝日新聞(朝)	ロマン感じた戦国の世 資料集め企画展で紹介 県文書館の江田郁夫さん (※栃木県)
H.10.11.12	静岡新聞(朝)	気象庁 公開の姿勢再度強調 判定会召集以下のレベル 表現の基準明確化
H.10.11.12	中日新聞(朝)	名古屋市公会支「公開を」 オンブズマン
H.10.11.15	静岡新聞(朝)	電子図書館を目指す関西館 ネットを通じてアクセス
H.10.11.17	下野新聞(朝)	透明度高い情報公開を 佐野市と市民団体 条例施行前に懇談会

※……………編集室注

対象新聞：「静岡新聞」「下野新聞」「中日新聞」「朝日新聞」「読売新聞」「毎日新聞」「日経産業新聞」「自治日報」
対象期間：1998.9.21～1998.11.20

全自治体で37万台 パソコン配備、飛躍的伸び 4月現在

自治省は10月13日、1998年4月1日現在で調査した自治体の電子機器の利用状況を発表した。配備されているパソコンの台数は都道府県、市町村を合わせ前年比33%増の370,961台となった。このうち、ネットワークに接続しているパソコンは46%増の161,413台で、ネットワーク化が進んだ理由として①パソコンの高性能化や低価格化の進展②府内LANシステムの普及ーを挙げている。府内LANは43都道府県と1,221市町村が運用している。

(静岡新聞 10月14日 朝刊)

実施機関は結論出ず 県情報公開懇 請求権者拡大求める

栃木県情報公開条例の見直しについて県に提言する県情報公開懇談会は10月30日、県公館で第二回会合を開き「目的」「対象情報の範囲」「請求権者」について検討した。委員の間からは、県民や県内の法人に限定されている請求権者を「何人も」に拡大するよう求める意見が相次いだ。また、対象情報の範囲については、電磁的記録も含めるべきとの意見で集約された。その他実施機関の拡大については県が難色を示し、後日検討することになった。

(下野新聞 10月31日 朝刊)

琉球米国民政府文書を一部公開 国会図書館などで

国立国会図書館と沖縄県公文書館は、沖縄を1950年から72年の本土復帰まで統治した「琉球列島米国民政府」(USCAR)の文書について、一部のマイクロフィルムを11月4日から両館で公開する。文書は復帰の際、ほとんどが米国に移され、米国国立公文書館に保存されていた。文書は全体で約320万ページあるが、今回、公開される資料はこのうち日本側の複写作業が済んだもので、全体の約5%に相当する部分。

(静岡新聞 11月1日 朝刊)

文書決裁パソコンで 県が来春試行へ 紙節約、時短を期待 当面は府内文書対象

静岡県は、文書の決裁をパソコンの画面上で行なう「電子決裁」を、来春から試行的にスタートさせることになった。紙の節約や決裁時間の短縮が狙いで、役所の決裁につきものの印鑑も不要とする方針である。当面は出先機関への通知を含む府内向け文書について実施し、その後の拡大を検討することである。

(読売新聞 11月6日 朝刊)

名古屋支部会支出「公開を」 オンブズマン

名古屋市議をメンバーとした市長の諮問機関「市政調査会(部会)」をめぐり、名古屋地裁が部会の設置などを違法と判断したことを受け、名古屋市民オンブズマンは11月11日、名古屋市に昨年度の部会への支出に関する情報公開請求を行なった。

(中日新聞 11月12日 朝刊)

編集後記

現在まだ、情報公開条例を制定していない市町村の多くが平成12年度、2001年にむけて条例制定の準備をしています。ここで最も大きな問題となるのが「公開対象となる情報の範囲」と「適用除外事項」です。これらに対する大東市の回答は、根本にたちかえって情報公開制度を考えさせてくれます。次号の特集も引き続き大東市の事例をご紹介する予定です。

新しい年が始まりました。本年も、「文書管理通信」をよろしくお願い申し上げます。次号の発行は3月1日の予定です。益田耿明

平成10年に日本を騒がせたニュースは、不景気を反映してか、みんなお金が絡んでいたように思えます。保険金詐欺、防衛庁、etc……

沖縄県知事選挙では稲嶺氏が当選し、沖縄県民は「基地」より「経済」を選択したと評されました。国会では金融関連法案を優先させた日程に押し出されたかたちで情報公開法案の審議が進まず、まだ成立していません。かといって優先された懸案が解決されたとも思えません。一つ一つ確実にクリアされることが望まれます。

三井岳夫

文書管理通信 No.42.1999.1-2 (隔月発行)

発行日………1999年 1月10日

発行人………八木 弘泰

発行所………文書管理通信編集室

〒420-0804 静岡市竜南 2丁目11-43

アクト・オムビル

(墨)工業複写センター内)

TEL (054) 248-4611

FAX (054) 248-4612

ちゅうせいしきようし 中性抄用紙 (冷水抽出法pH6.5~7.5) 使用

発行部数 1000部

表紙:望月通陽「円周の羊 望月通陽作品集」(1996.12.10 新潮社)より